

(別紙1) 請求の要旨

被告は、インターネット上でオンラインストアを開設できるウェブサービス「BASE」を運営している。そのサービスを平成 25 年 4 月に原告が個人で利用を開始したものである(添付資料 1 : サービスの申し込みのメール)。ウェブサービス「BASE」は、利用者のオンラインストアでの売上金を被告が一時預かり、後日利用者に振り込む仕組みである。原告のサービスの利用申し込み当時、売上金を請求する権利が消滅する条項は存在していなかった(添付資料 2 : 平成 25 年 5 月時点の利用規約)。

原告は、平成 29 年 11 月 30 日までのオンラインストアでの売上金 1,647 円を、被告に預けているが、被告は、平成 30 年 12 月 1 日に、売上金の請求権利が消滅したとして売上金の失効を原告に通知した(添付資料 3 : 売上金失効の通知)。その後、被告に電子メールで売上金を請求したが支払わなかった(添付資料 4 : 売上金の請求およびその支払いを拒否した一連のやりとりのメール)。

被告は、原告のサービス利用後に利用規約を改定し「会員が支払いを請求することができるようになった時点から 180 日が経過し、当社が支払い請求を行うよう通知したにもかかわらず、会員からの支払いの請求がない場合、当該支払いを請求することができる権利は消滅する」という条項を追加している。また、改定する以前から存在する「本利用規約を事前の承諾通知なく、変更することができる」という条項を根拠に、売上金を支払わないと返答した。

また、被告は期限を「180 日が経過」とする利用規約へ変更する前に、1 年を期限とする利用規約へ変更している(添付資料 5 : 期限を 1 年とする平成 30 年 3 月時点の利用規約)。そのため、平成 29 年 11 月 30 日までの売上金の請求権利が失効したとして 1 年後の平成 30 年 12 月 1 日に通知している。

被告による利用規約の変更内容は、売上金を請求できる期限が、無期限から 1 年や 180 日の期限付きになり、商法による預り金の時効よりも著しく短い期間で債権の消滅、また、原告の売上金の振込先となる銀行口座を通知しているにも関わらず(添付資料 6 : BASE 管理画面の売上金の振込履歴)、振込みを行わず債権を消滅するという利用者に不利益しかない変更である。

この利用規約の変更に対して、原告は明示的な同意をしていない。変更内容は、利用者が合理的に予測不可能であり、売上金の消失は利用者に影響を及ぼす程度が大きい。そのような契約の変更に対し、黙示の同意や承諾があったとすることは認められず、利用規約の変更

を理由とする売上金を支払わないという被告の行為は不当である。

経済産業省による「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（添付資料7）において、i) 変更が一般の利用者に合理的に予測可能な範囲内であるか否か、ii) 変更が一般の利用者に影響を及ぼす程度、iii) 法令の変更への対応、悪意の利用者による不正やトラブルへの対応、条項・文言の整理など、一般の利用者であれば当然同意するであろう内容であるか否か、iv) 変更がサービスの改良や新サービスの提供など利用者にもメリットのあるものであるか否か、といった点が、黙示の合意があるものとして、明示の同意を取得しなくとも利用規約の変更が認められ得る余地があるとしている。被告による利用規約の変更内容は、いずれにも当てはまらず、社会的通念上、明示的な同意なく利用規約の変更は無効である。

仮に、利用規約の内容が有効と主張したとしても、「会員が支払いを請求することができるようになった時点から 180 日が経過し、当社が支払い請求を行うよう通知したにもかかわらず、会員からの支払いの請求がない場合、当該支払いを請求することができる権利は消滅する」（添付資料4）または「会員が支払いを請求することができるようになった時点から 1 年間が経過し、当社が支払い請求を行うよう通知したにもかかわらず、会員からの支払いの請求がない場合、当該支払いを請求することができる権利は消滅する」（添付資料5）の示す通り、原告は平成 29 年 11 月 30 日までに確定した売上金を、期限である 1 年間が経過した平成 30 年 12 月 4 日に、被告に対し請求しているため（添付資料4）、支払われるべきである。被告は、①1 年間が経過したこと②支払い請求を通じたこと条件があれば権利が消滅すると主張する可能性もあるが、一般的な読み方として、1 年間が経過した後に、被告が支払い請求を行うよう通知したにも関わらず、支払いの請求がない場合にのみ、当該支払いを請求することができる権利は消滅すると理解できる。被告は、期限とする 1 年間の経過後に、支払いを請求するよう通知することなく、当該支払いを請求する権利が失効したと通知しており、不当な行いである。なお、「平成 29 年 11 月 30 日までに確定した売上金」に関して、実際の取引において売上金が確定した日付は平成 29 年 11 月 28 日であるが（添付資料6）、被告は、1 年が経過する平成 30 年 11 月 28 日以降に、原告に対し請求するよう通知していない。

また、売上金の請求する権利の失効は、被告によると「失効後にご連絡いただいている全ショップさまへ上記同様のご案内を行い、ご理解をいただいている」と返答しているが（添付資料4）、失効によるトラブルをウェブサービス「Twitter」に投稿している利用者も少なくない（添付資料8：Twitterの投稿）。上述した通り、利用規約の記載とは異なり、180 日の期限と同時に売上金を請求する権利が失効したとし、利用者の財産を取り上げているとみられる。消費生活センターに通報する者もいるなど社会的問題となっている。

原告は、被告へ売上金を支払うよう令和元年 5 月 9 日付で通知したが（添付資料 9：通知書）、被告は支払いを行っていない。

以上より、売上金を請求する。